

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合等

税抜経理方式によっている場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳しいことは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。所轄の税務署へお尋ねください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。
税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）で、**所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書**などを作成することができます。

- ◆ 作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- ◆ また、事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でも、e-Tax をご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告

